

# 國學院大學の学生支援に関する基本方針

## 学生の修学支援に関する方針

大学は、入学したすべての学生が、健全かつ安全に学修に励み、自らの主体的な学びの機会を生かし、学業を全うできるよう、修学支援を行う。

## 学生の生活支援に関する方針

大学は、主体性を持ち、自立した「大人」の育成を教育目標に掲げる組織の責務として、学生が心身の不調や経済的困窮などにより修学をあきらめることのないよう生活支援を行う。併せて、上記目標の観点から学生の課外活動を促進する。

## 学生の進路支援に関する方針

大学は、学生が卒業、修了後にも、あらゆる分野で活躍できるように、自立した大人としての資質を自ら向上させ、エンプロイアビリティを身に付けるためのキャリア形成支援を充実させる。

また大学は、そのために学生が主体的に、多様な選択肢から進路を選べるように、社会との接点や卒業生、修了生との接点を作ることで、進路支援を推進する。

# 告諭・建学の精神・校歌

## 告諭

白圭曲ノ講究所假建<sup>リ</sup>設<sup>ル</sup>成<sup>ル</sup>茲<sup>ニ</sup>良辰ヲ  
撰<sup>ビ</sup>本日開<sup>キ</sup>堂<sup>ノ</sup>式ヲ行<sup>フ</sup>幟<sup>ニ</sup>仁總裁ノ  
任<sup>ヲ</sup>負<sup>ヒ</sup>親<sup>ク</sup>式<sup>場</sup>ニ臨<sup>ミ</sup>職<sup>責</sup>負<sup>シ</sup>生徒<sup>ニ</sup>  
告<sup>ケ</sup>

凡<sup>レ</sup>學<sup>子</sup>向<sup>テ</sup>道<sup>ハ</sup>本<sup>ヲ</sup>立<sup>ツ</sup>ルヨリ大<sup>ナル</sup>ハ筭<sup>シ</sup>故<sup>ニ</sup>  
國<sup>體</sup>ヲ講<sup>明</sup>シテ以<sup>テ</sup>立<sup>テ</sup>國<sup>ノ</sup>基<sup>礎</sup>ヲ鞏<sup>ク</sup>シ  
德<sup>性</sup>ヲ涵<sup>養</sup>シテ以<sup>テ</sup>人<sup>生</sup>ノ本<sup>分</sup>ヲ盡<sup>ス</sup>ハ百  
世<sup>易</sup>フベカラザル典<sup>則</sup>ナリ而<sup>シテ</sup>世<sup>或</sup>ハ此<sup>ニ</sup>  
暗<sup>シ</sup>是<sup>レ</sup>本<sup>學</sup>ノ設<sup>立</sup>ヲ西<sup>女</sup>ヌル所以<sup>ナリ</sup>  
今<sup>ヨリ</sup>後<sup>職</sup>負<sup>シ</sup>生徒<sup>此</sup>ノ意<sup>ヲ</sup>體<sup>シ</sup>夙<sup>夜</sup>懈<sup>ル</sup>  
ルコト無<sup>ク</sup>本<sup>學</sup>ノ隆<sup>昌</sup>ヲ永<sup>遠</sup>ニ期<sup>セ</sup>  
明治十五年十一月四日

一品勳一等有栖川熾仁親王

## 建学の精神

明治維新の際、わが国の急務は、まず、世界の先進国に追いつくことであった。

欧米諸国列強の思想、文化、体制の導入を急ぐあまり、欧化万能の風潮が日本全土を覆い、日本古来の思想・文物が顧みられない状態となった。

しかし一方、わが国が独立を全うし、国家の発展を将来に期するためには、思想も文化も体制も、単に欧風の模倣でなく、わが国の歴史・民族性に基づくものでなければならないという気運が興り、國學院大學の母体である皇典講究所は、このような反省の気運を背景として、明治15年に創立された。

11月4日の開校式当日、有栖川宮熾仁親王は、初代総裁として教職員・生徒に対して、次のような告諭を述べられた。  
「凡<sup>レ</sup>學<sup>子</sup>向<sup>テ</sup>道<sup>ハ</sup>本<sup>ヲ</sup>立<sup>ツ</sup>ルヨリ大<sup>ナル</sup>ハ筭<sup>シ</sup>故<sup>ニ</sup>國<sup>體</sup>ヲ講<sup>明</sup>シテ以<sup>テ</sup>立<sup>テ</sup>國<sup>ノ</sup>基<sup>礎</sup>ヲ鞏<sup>ク</sup>シ、德<sup>性</sup>ヲ涵<sup>養</sup>シテ以<sup>テ</sup>人<sup>生</sup>ノ本<sup>分</sup>ヲ盡<sup>ス</sup>ハ百<sup>世</sup>易<sup>フ</sup>ベカラザル典<sup>則</sup>ナリ、而<sup>シテ</sup>世<sup>或</sup>ハ此<sup>ニ</sup>暗<sup>シ</sup>、是<sup>レ</sup>本<sup>學</sup>ノ設<sup>立</sup>ヲ要<sup>ス</sup>ル所以<sup>ナリ</sup>」  
國學院大學建学の精神はこの告諭の「本ヲ立ツル」ことを基底としている。

元学長芳賀矢一博士作詞の校歌は、この精神を正しくたい、この建学の精神こそ、本学の学問研究・人間教育を特色づけるものである。

## 國學院大學校歌

(文学博士) 芳賀矢一 作詞  
本居長世 作曲

- 一、見はるかすもの みな清らなる  
澁谷の岡に大學たてり  
古へ今の書明らめて  
國の基を究むるところ
- 二、外つ國々の 長きを採りて  
我が短きを 補ふ世にも  
いかで忘れむ もとつ教は  
いよ、みがかむ もとつ心は
- 三、學のちまた そのやちまたに  
國學院の 宣言高く  
祖先の道は 見よこ、にあり  
子孫の道は 見よこ、にあり



学長 針本 正行

## 学生諸君へ

未曾有の災禍が世界を襲っています。日常生活をはじめ学生生活にも多大な影響を与えています。大学で学ぶ意義はどこにあるのか、どのような人間観、世界観が求められているのかなど、一人の人間として解決できないことばかりです。皆さんは、このような時期に、國學院大學の学びの扉を敲いたわけです。そこで、大学で学ぶ意義とは何か、中でも、國學院大學で学ぶことの意味について、学長としての思いを述べることにします。

大学は、教員から学生へ一方的に知識を伝達する場ではありません。これまでの人類が築いてきた学術的資産を問い直し、新たな知を構築し、真理を探究する機関であります。当該課題の過去の研究史を振り返り、課題に関わる資料の収集、資料の分析、それらをふまえて、教員と学生、また、学生と学生、相互による議論を通して、未知の価値を創造する場でもあります。

ここで、皆さんが学ぶ國學院大學の歴史を確認してみます。國學院大學は、明治15年(1882)に創設された皇典講究所を母体とし、本年で創立139年を迎える歴史を有します。初代総裁である有栖川宮範仁親王は、講究所開設にあたり、以下の「告諭」を宣言されました。

オヨソ モト ナ ヌエ コクタイ モツ  
凡學問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ 故ニ國體ヲ講明シテ以テ立国ノ基礎ヲ  
カサ カンヨウ モツ ヒョクセイフ テンソク  
鞏クシ 徳性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ盡スハ百世易フベカラザル典則ナリ

この「告諭」を、國學院大學の建学の精神として位置づけ、大学がどのような教育と研究を行うかの基本方針としています。また、明治23年(1890)7月に公表された「國學院設立趣意書」にも、國學院大學で学ぶことの意味について、「近時各国人ヲ教フル法、必先其国史・国文・国法ヲ授ケ、次ニ百科ノ学ニ従事セシムルヲ常トス」と謳われています。

「告諭」と「國學院設立趣意書」の内容について、「学ぶ」という視点で現代的に解釈すると、「学問の根本とは、物の本質を極めること」、「さまざまな学問の中でも、日本人の基となる、神道、歴史、文学、法律、政治、経済などを学ぶことが重要であること」、「諸外国の学術・文化、さらには、文系の学問にとどまらず、あらゆる学術研究などの学問を学び、あらためて、日本の、日本人の独自性を認識し、一人ひとりの生き方を意義あるものにする」となります。

本「学生生活ハンドブック」の冒頭に記されている「國學院大學の学生支援に関する基本方針」に基づき、教職員が一体となって、皆さんの学びをはじめ学生生活を支援します。皆さん一人ひとりが掲げる「知」の獲得を目指し、有意義な学生生活を送ってください。

# 学校法人 國學院大學組織表

國學院大學	文学部	哲学科
		史学科
		日本文学科
		中国文学科
	経済学部	外国語文化学科
		経済学科
		経済ネットワーク学科学科 経営学科
	法学部	法律学科
	神道文化学部	神道文化学科学科
	人間開発学部	初等教育学科
		健康体育学科
		子ども支援学科学科
	大学院	文学研究科
法学研究科		
経済学研究科		
専攻科	神道学専攻	
別科	神道専修I類-II類	
研究開発推進機構		
教育開発推進機構		
國學院大學北海道短期大学部	国文学科	
	総合教養学科学科	
	幼児・児童教育学科学科 専攻科	
國學院高等学校一全日課程		
國學院大學久我山高等学校一全日課程		
國學院大學久我山中学校		
國學院大學附属幼稚園		
國學院幼稚園		

# 國學院大學事務局 組織表

國學院大學	神道研修事務局	神道研修事務課
	総務部	総務課
		人事課
		校友課
	総合企画部	企画課
		広報課
		入学課 エクステンション事業課
	財務部	経理課
		管財課
	教学事務局	教務課
		教育開発推進機構事務課
		大学院事務課
	学生事務局	学生生活課 キャリアサポート課
	国際交流事務局	国際交流課 研究開発推進機構事務課
学術メディアセンター事務局	情報システム課	
	図書館事務課	
	たまプラーザ事務局	たまプラーザ事務課

# 学校法人 國學院大學略年譜

- 明治 15.11 皇典講究所の創設(現千代田区飯田橋)  
23. 7 皇典講究所に國學院を設置  
37. 4 専門学校令による認可を得る  
39. 6 私立國學院大學と改称
- 大正 8. 9 國學院大學と改称  
9. 4 大学令による大学に昇格  
12. 5 渋谷氷川裏御料地に移転
- 昭和 21. 1 皇典講究所の解散  
3 財団法人國學院大學を設立  
22. 4 旧制学部第二部を開設  
23. 4 新制文学部第一部を開設  
國學院高等学校を開設  
9 目白学園を合併  
24. 4 新制文学部第二部を開設  
政治学部を開設  
目白分校で授業開始  
25. 4 政治学部を政経学部と改称  
26. 2 学校法人國學院大學と改称  
3 旧制学部第一部・専門部を廃止  
4 政経学部第二部を開設  
大学院文学研究科修士課程を開設  
5 文学部神道研修別科を開設  
27. 9 久我山学園(久我山高等学校、久我山中学校)を合併  
28. 3 旧制第二部文学部を廃止  
目白分校での授業撤退  
4 大学院文学研究科博士課程を開設  
久我山分校で授業開始  
29.10 附属幼稚園を開設  
幼稚園教員養成所を開設  
30. 7 日本文化研究所を設置  
33. 3 久我山分校での授業撤退  
4 神道専修科を改め神道学専攻科を開設  
7 蓼科寮を開設  
35. 4 栃木高等学校を開設(38. 3姉妹法人として独立)  
37. 8 神奈川運動場(現たまプラーザキャンパス)竣功  
38. 4 法学部第一部を開設  
40. 4 法学部第二部を開設  
41. 4 経済学部第一部、第二部を開設(41. 3政経学部第一部、第二部廃止)  
42. 4 大学院法学研究科修士課程、文学部第二部神道学科を開設  
八王子分校舎で授業開始  
43. 4 大学院経済学研究科修士課程を開設

44. 4 大学院法学研究科博士課程を開設  
國學院幼稚園を開設
45. 4 大学院経済学研究科博士課程を開設
52. 1 幼稚園教員養成所(各種学校)を切換え、幼児教育専門学校(専修学校)に改組
57. 4 國學院女子短期大学を開設  
11 創立100周年を迎える
60. 3 八王子分校舎での授業終了  
4 新石川校舎で授業開始  
久我山中学校再開、高等学校女子部を開設  
11 皇典講究所発祥記念碑を日本大学と建立(千代田区飯田橋3-5-5)  
〔日本大学の前身日本法律学校は明治22. 10に皇典講究所が創設〕
- 平成 2.11 「國學院」宣言100周年を迎える
3. 4 國學院女子短期大学を國學院短期大学と校名を変更し、男女共学制に移行  
9 八王子分校舎撤退
4. 4 第一部1・2年生の授業をたまプラーザキャンパスで開始
8. 4 文学部第一部日本文学科・中国文学科・外国語文化学科、経済学部第一部経済  
ネットワーク学科、経済学部第二部産業消費情報学科を開設  
相模原キャンパス開校  
國學院第二高等学校廃止認可
13. 3 経済学部第二部産業消費情報学科を廃止
13. 4 法学部・経済学部昼夜開講制を導入
14. 4 神道文化学部神道文化学科を開設  
11 創立120周年を迎える
15. 2 渋谷キャンパス120周年記念1号館竣功
16. 4 専門職大学院法務研究科(法科大学院)を開設  
7 渋谷キャンパス120周年記念2号館竣功
17. 4 経済学部経営学科を開設  
文学部日本文学科・史学科昼夜開講制を導入
18. 5 渋谷キャンパス若木タワー竣功
19. 4 研究開発推進機構発足
20. 3 渋谷キャンパス学術メディアセンター竣功
21. 4 人間開発学部初等教育学科・健康体育学科を開設、教育開発推進機構発足  
國學院短期大学を國學院大學北海道短期大学部に校名を変更
21. 9 渋谷キャンパス3号館竣功
- 24.11 創立130周年を迎える
25. 3 幼児教育専門学校閉校
25. 4 人間開発学部子ども支援学科を開設
27. 4 渋谷キャンパス130周年記念5号館竣功
30. 3 専門職大学院法務研究科(法科大学院)を廃止
31. 4 渋谷キャンパス総合学修館6号館竣功
- 令和 2. 4 たまプラーザキャンパス Sports Square3 竣功